

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
剰余金の配当等の決定に関する方針
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結持分変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様
に提供しております。



株式会社すかいらーくホールディングス

事業報告

主要な事業内容（2021年12月31日現在）

区分	主な事業内容	当該事業に携わる会社	当該事業に含まれる外食系のブランド
レストラン事業	国内	株式会社すかいらくレストランズ、 ニラックス株式会社、 株式会社トマトアンドアソシエイツ (会社総数 3社)	ガスト、バーミヤン、しゃぶ葉、ジヨナサン、夢庵、ステーキガスト、から好し、むさしの森珈琲、藍屋、グラッチェガーデンズ、魚屋路（ととやみち）、chawan、とんから亭、La Ohana、グランブッフェ、フェスタガーデン、パパゲーノ、包包點心、じゅうじゅうカルビ、トマト&オニオン、その他
	海外	雲雀國際股份有限公司、 SKYLARK USA INC、 SKYLARK MALAYSIA SDN.BHD. (会社総数 3社)	しゃぶ葉、Café Grazie、Skylark、藍屋、その他
その他	国内	食品の販売、食材等の配送、店舗清掃・保守、売店商品納入及びリネンサプライ等のグループ会社支援事業	フロプレステージ

(注) 当社は、主として子会社への役務提供及び店舗設備の賃貸等を行っております。また、ファミリーレストランの店舗運営（23店舗）を行っております。

主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都武蔵野市
国内店舗	23店舗 ^(注)
工場	仙台マーチャンダイジングセンター（宮城県黒川郡） 東松山マーチャンダイジングセンター（埼玉県東松山市） 酒々井マーチャンダイジングセンター（千葉県印旛郡） 昭島マーチャンダイジングセンター（東京都昭島市） 相模原マーチャンダイジングセンター（神奈川県相模原市） 岐阜マーチャンダイジングセンター（岐阜県可児郡） 西宮マーチャンダイジングセンター（兵庫県西宮市） 北九州マーチャンダイジングセンター（福岡県北九州市） 藤岡工場（群馬県藤岡市） 前橋工場（群馬県前橋市）

(注) フランチャイズ店舗は除いて記載しております。

② 重要な子会社

名称	所在地
株式会社すかいらーくレストランズ	本社（東京都武蔵野市） 2,717店舗 ^(注)
ニラックス株式会社	本社（東京都武蔵野市） 70店舗
株式会社フロジャポン	本社（東京都武蔵野市） 120店舗
雲雀國際股份有限公司	本社（台湾省台北市） 64店舗

(注) フランチャイズ店舗は除いて記載しております。

使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	5,142人（ 35,790人）	206人減（ 2,459人増）
その他	810人（ 1,121人）	3人減（ 4人減）
合計	5,952人（ 36,911人）	209人減（ 2,455人増）

（注1）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

（注2）臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
541人 (2,121人)	10人減 (64人増)	48.0歳	21年0ヶ月

（注1）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

（注2）臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	33,915
株式会社日本政策投資銀行	28,920
株式会社三菱UFJ銀行	26,670
株式会社三井住友銀行	18,360
農林中央金庫	6,690
三井住友信託銀行株式会社	5,945
合計	120,500

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度末において借入金の財務制限条項に抵触した状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していましたが、当連結会計年度において以下の対応を実施したことから第1四半期連結会計期間末以降は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在していないと考えております。

① 事業について

当連結会計年度においては、引き続きコロナ禍におけるお客様と従業員の感染防止対策を徹底するとともに、既存店舗の経営資源を最大限活用し、デリバリー・テイクアウトの強化を始めとする売上拡大戦略を進めております。新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により、売上収益の回復は緩やかなものとなっておりますが、生産性向上の取り組みやコスト削減などの自助努力の徹底に加え、政府による営業時間短縮の要請に応じながら、外食産業支援としての営業時間短縮協力金も活用し、一定の損益の改善を見込める状況となっております。生産性向上の取り組みとしては、デジタルメニューブックの導入、すかいらーくアプリにテイクアウトの「モバイルオーダー・決済機能」を搭載するなどDXの活用を中心に推進しております。コスト削減は、引き続き深夜営業廃止による固定人件費や水道光熱費の低減、プロモーション費用の低減、オーナー様のご協力による店舗賃料の減額や売上歩率への契約変更、本部経費の削減、その他不要不急のコストの執行停止といった販売費及び一般管理費の低減に取り組んでおります。原価低減の打ち手として、食材や商品のモジュール化で1品当たりのボリュームを出すことによる仕入単価の引き下げや自社工場の製造ライン生産性の向上、配送ルート及び頻度の変更などのコスト構造の改革の実行を継続しております。このような事業基盤を強固なものとするため損益分岐点の引き下げにより、前第3四半期連結会計期間以降、連続して直前四半期連結会計期間対比で営業損益も改善しております。

② 資金調達について

当社は2021年2月12日に、株式会社みずほ銀行を含む5金融機関からなるシンジケート団との間で2024年2月12日を期限とする極度額700億円の長期コミットメントライン契約を締結しました（その後2021年12月30日に350億円に変更）。また、当社は2021年6月7日に公募による新株式発行を、2021年6月28日に第三者割当による新株式発行を行い、合わせて430億円の資金を調達しております。これらの対応により新型コロナウイルス感染症の事業への影響が長期化した場合においても必要な投資を継続しつつ円滑な事業運営が可能になるものと考えております。

③ 財務制限条項について

当社は既存借入金に関して借入先金融機関と新型コロナウイルス感染症の事業への影響を踏まえた事業計画に基づき協議を行い当該借入金の財務制限条項の見直しについて合意し2021年2月12日付で変更契約を締結いたしました。本見直し並びに上記資本増強により財務制限条項の各条項に対する抵触のリスクは相当程度低下したものと考えております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況（2021年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	99百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	144百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対してコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と企業価値の向上に向けた設備投資等に備えて内部留保を確保しつつ、株主の皆様継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましてはこのような基本方針のもと1株当たり12円を配当させていただきます。

また、次期の配当につきましては将来の成長のための投資等を勘案し引き続き調整後当期利益ベースで約30%の連結配当性向を目標として、安定的に剰余金の配当を行う方針とさせていただきます。

(注) 調整後当期利益 = 当期利益 + 株式発行関連費用等 + 期限前弁済に伴う借入金償還損及び付随するヘッジ関連損益 + IFRS第9号「金融商品」(2014)適用に伴う金融負債の条件変更に係る関連損益 (会計方針変更による遡及適用に伴う影響額の再調整含む) + 調整項目の税効果調整

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 全役職員が遵守すべき指針として、当社の経営理念に基づく「すかいらーくグループ企業行動憲章」を決議し、各自の行動基準とするよう周知徹底しております。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行います。
- ハ. 当社グループのコンプライアンス体制強化のため、内部通報窓口を設置し、すかいらーくグループ内部通報運用細則に従い、専用電話、専用WEBサイト等を通じてグループ全役職員からの通報を受け付け、法令及び社内規程等に対する違反行為防止のための早期発見と是正・再発防止に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、グループ文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理します。
- ハ. 機密情報については、グループ情報セキュリティ・システム管理規程に基づき適切に管理します。
- ニ. 個人情報については、法令及び個人情報管理細則に基づき厳重に管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. グループリスク管理規程により対処すべきリスクの大枠を定め、個別の対応規程、マニュアル等を全般的に整備し、様々なリスクを一連のプロセスで対応します。
- ロ. 外食事業にとって最大のリスクは食品事故であり、これを未然に防止するため、当社グループでは購買管理に関する規程を設け、仕入先に対して食品の安全・衛生管理指導を行うことで、安全性確保に努めます。また、衛生管理担当部門として品質管理グループを設け、店舗・工場における食品の安全性チェック、従業員への衛生管理指導等を行います。
- ハ. 機密情報漏洩等のリスクについては、グループ情報セキュリティ・システム管理規程に従い、情報セキュリティ委員会の設置、情報機器及び文書の管理徹底、役職員への情報セキュリティ教育等の対策を行います。
- ニ. その他のリスクに関しては、各管掌部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行っており、組織横断的リスク状況の監視並びに全社対応は、グループリスク・コンプライアンス委員会が行います。
- ホ. 社長及び全てのマネージングディレクターで構成される、グループリスク・コンプライアンス委員会を年1回以上開催し、当社のコンプライアンスに係る重要事項の審議及び基本方針の決定を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 決裁権限規程、職務権限基準により、役職員の決裁権限の内容並びに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定、業務遂行をします。
- ロ. 当社は取締役会を少人数で構成し、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、迅速な経営判断を行います。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ロ. 当社の各部門及び関係会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑥ すかいらーくグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社に対し、「すかいらーくグループ企業行動憲章」に従い、健全な職務執行を行うよう求めるものとします。
- ロ. 当社は、グループ関係会社管理規程等の各種規程に基づき、関係会社の管理を行い、定期的に経営状況について報告及び資料の提出をさせます。また、当社は重要な関係会社へ取締役及び監査役を派遣し、その業務執行を監督し、その適正性を確保するとともに、関係会社の経営上の事項を把握することに努めます。
- ハ. 関係会社の損失の危険を管理するため、グループリスク・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、特定を行い、関係会社にはリスク管理状況を報告させ、必要に応じてリスクへの対応を指示します。また、関係会社においてグループ経営に影響を及ぼす事項が発生した場合には、直ちに当社グループリスク・コンプライアンス委員長に報告させ、当社は事案に応じた支援を行います。
- ニ. 当社は、グループ全体の職務執行を迅速かつ機動的に遂行するため、代表取締役が選定するメンバーで構成されるグループ執行役員会議が、グループ全体の職務に係る事項を含む重要事項の報告及び検討を行います。グループ執行役員会議は、原則として、毎週開催します。また、グループ執行役員会議は、グループ全体の人事制度や主要政策・重要な契約等の特定のグループ横断的の事項について報告及び検討を行うため、必要に応じ、下部機関としてグループ委員会（グループ人事・制度委員会、グループ政策・投資委員会）を設置します。その構成メンバーはグループ執行役員会議が決定し、原則、月1回開催します。当社は、関係会社に対し、グループ執行役員会議またはグループ委員会の検討結果を踏まえた最適な対応を求めます。
- ホ. 当社は、関係会社が選出したコンプライアンス推進責任者により構成されるグループコンプライアンス会議を組織し、同会議を適宜実施します。同会議においては、関係会社の違反行為の防止対策その他のコンプライアンス体制の推進状況、具体的な違反行為についての調査・改善措置の状況等について確認・報告をします。
- ヘ. 内部監査室は、定期的に関係会社に対する監査を実施します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査役と検討を行います。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及びこの者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とします。また、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を執行します。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの役職員は、当社または関係会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、役職員の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したとき、また、監査役から当社グループの監査上必要となる事項について報告を求められたときは、速やかに監査役に報告します。
- ロ. 当社グループの役職員は、当社グループの内部通報制度の運用状況を監査役に定期的に報告します。
- ハ. 当社グループの役職員が前各号に基づくほか監査役に対して報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を関係会社において徹底します。

⑩ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、監査役会で決議された監査方針及び監査計画、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、取締役、内部監査室等からの報告徴収を行う等、取締役の職務執行を検証、監視します。
- ロ. 監査役は必要に応じ当社の会計監査人及び外部法律事務所等と意見及び情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を行える体制を確保します。
- ハ. 取締役は監査役による監査に協力し、監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を確保するとともに、緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、事後的に当社に請求することができることとし、当該請求に係る費用が監査役の職務執行上の必要性が認められない場合を除き、これを速やかに支払います。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ. 当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「すかいらーくグループ企業行動憲章」において「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨む」ことを掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とします。
- ロ. また、総務所管部門を対応統括部門とし、平素より顧問弁護士等の外部専門機関等との連携を密にするとともに、緊急時における社内通報体制の整備を図ります。更に、当該部門が中心となって、対応規程の整備や社内

への注意喚起及び研修等の場を通じた啓蒙活動を行います。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「価値ある豊かさの創造」という経営理念のもと、パーパスとして「食の未来を創造し、豊かな生活と社会の発展に貢献する」、2030年長期ビジョンとして「一人ひとりの豊かな生活の実現、環境への配慮、豊かな社会づくりへの貢献」を新たに定め、「ひとりでも多くのお客様に安くておいしい料理を気持ちのよいサービスで快適な空間で味わっていただく」というミッションを達成するため、「お客様」「現場主義」「職場環境・働きがい」「知識・技術の向上」「目標達成」の5つからなる「バリュー」を設定し、全役職員が大切にすべき価値観として、社内周知を図っています。

監査役は、取締役会をはじめ社内での重要な会議に多数出席したほか、内部監査室と連携して、取締役の職務執行の監査を実施しました。内部監査室では、本部系部門のリスクベース監査、年2回の工場の網羅的監査を実施しました。

また、内部通報の透明性、利便性向上のため、受付窓口の外部委託及び取引先からの入電受付をするとともに、個々の通報が常勤監査役及び独立社外取締役1名にもダイレクトに伝わる仕組みとすることで、違反行為の早期発見と再発防止に努めました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各種規程に従い、適切に情報の保存・管理を行いました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク・コンプライアンス委員会を随時開催し、リスクへの対応を速やかに実施できる体制を構築しています。計5回開催（ほか書面3回）したグループリスク・コンプライアンス委員会において、対処すべきリスクに関して各管掌部門及び関係会社から管理状況を報告し、未然防止、早期解決、再発防止を図りました。自然災害発生時は、グループ緊急事態対応規程に基づき、対策本部設置をはじめ、店舗の営業再開等、適切な緊急事態対応を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症については、対策本部を設置し、国、地方自治体の定める基準に従って店舗での感染防止対策を徹底して行っているほか、従業員の感染予防、感染時の対応、健康管理、労務管理等について詳細なルールを定め、日々徹底した対策を行っています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役3名を含む6名の取締役により構成され（2021年12月31日現在）、計14回開催（ほか書面12回）しました。また、昨年度の実効性評価に基づく様々な施策の実施や、本年度の評価アンケートの実施及び結果のフィードバックを行うことで、取締役会をより実効的かつ戦略的な議論の場とするために取り組

むべき課題を確認したほか、会議の運用面での工夫を引き続き行いました。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査室にて、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

⑥ すかいらーくグループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社における緊急事態対応などのリスク管理体制や各種規程の整備など、一層の関係会社管理及びコンプライアンスの強化を図りました。

グループ執行役員会議を計48回開催し、グループ全体の重要事項の報告、検討を行いました。また、下部機関であるグループ人事・制度委員会を17回、グループ政策・投資委員会を11回開催して、グループ横断の迅速かつ機動的な職務執行に努めました。グループコンプライアンス会議は計4回実施し、緊急事態発生時の情報共有等のリスク管理体制及びコンプライアンス体制の推進状況の確認、報告を行いました。

また、内部監査室においてグループ全10社の監査を実施しました。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの経営に著しい損害を与えるおそれのある事態については、緊急事態ガイドラインに従い、取締役、監査役に報告しました。内部通報の運用状況については、毎月、監査役に報告しました。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成され（2021年12月31日現在）、計13回開催されました。監査に関する重要な事項についての確認、報告の他、重要な会議の情報の共有を行いました。また、会計監査人との定期的なディスカッションを行い、効率的かつ効果的な監査体制を確保しました。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

既存取引先について、外部調査会社データを活用した反社会的勢力チェックを実施しました。また、新取引先との契約時の反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、外部専門機関等との情報交換を継続的に行いました。

連結計算書類

連結持分変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	その他の資本の構成要素				合計
			その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 される金融資産	確定給付負債 (資産) の純額 の再測定	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	
2021年1月1日	3,634	56,595	328	－	326	△1,163	△510
当期利益	－	－	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	105	△20	276	430	791
当期包括利益合計	－	－	105	△20	276	430	791
新株の発行	21,500	21,368	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	－	－	－	20	－	－	20
所有者による拠出及び所有者への 分配合計	21,500	21,368	－	20	－	－	20
所有者との取引額等合計	21,500	21,368	－	20	－	－	20
2021年12月31日	25,134	77,963	432	－	602	△734	301

	利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
2021年1月1日	54,041	113,761	113,761
当期利益	8,742	8,742	8,742
その他の包括利益	－	791	791
当期包括利益合計	8,742	9,533	9,533
新株の発行	－	42,868	42,868
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	△20	－	－
所有者による拠出及び所有者への 分配合計	△20	42,868	42,868
所有者との取引額等合計	△20	42,868	42,868
2021年12月31日	62,763	166,161	166,161

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際会計基準に基づいて作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

主な連結子会社は以下のとおりであります。

株式会社すかいらくレストランズ、ニラックス株式会社、株式会社フロジャポン、雲雀國際股份有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

当社グループは、金融資産を償却原価で測定される金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

(i) 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は実効金利法を適用した償却原価から減損損失累計額を控除した金額で認識しております。

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を

損益として戻し入れております。なお、連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

金融資産（その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を除く）のうち、上記の償却原価で測定される金融資産の区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額を当連結会計年度の損益として認識しております。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定される金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されることを指定した資本性金融商品は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額をその他の包括利益に認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合、当該時点まで累積したその他の包括利益として認識していた金額を利益剰余金に振り替えております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、当連結会計年度の損益として認識しております。

(iv) 認識の中止を生じない金融負債の条件変更

金融負債が条件変更又は交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない（すなわち大幅でない）場合には条件変更による利得又は損失を認識しております。

② デリバティブ

当社グループは、変動金利借入金の金利変動リスクを低減するため、金利スワップを締結しております。デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定されます。

なお、デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定し、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。

④ 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用を含めております。

⑤ 使用権資産

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。

⑥ のれん

企業結合において、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過した価額をのれんとして無形資産に計上しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。

のれんの償却は行わず、毎期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

⑦ その他の無形資産

のれん以外のその他の無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

⑧ 非金融資産の減損

たな卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引しております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小かつ事業セグメントを超えない単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識してお

ります。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～35年

機械及び装置、車両運搬具及び工具、器具及び備品 3～8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

② 使用権資産

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っております。

③ その他の無形資産

その他の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは支払利息として認識しております。

資産除去債務に係る引当金の将来キャッシュ・アウトフローについては、賃借店舗・事務所等に係る原状回復義務に備え、過去の原状回復実績を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して見積り、計上しております。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付制度

当社グループの一部の子会社では確定給付型の退職年金制度を採用しております。確定給付制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として連結財政状態計算書に計上しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、発生時にその他の包括利益で認識された金額（その他の資本の構成要素）を利益剰余金に振り替えております。

(ii) 確定拠出年金制度

当社グループの従業員を対象に、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

(iii) 複数事業主制度

当社グループは確定給付制度に分類される複数事業主による年金制度に加入しております。これらについては、確定給付の会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

② その他の長期従業員給付

退職後給付以外のその他の長期従業員給付（有給休暇に対する給付を含む）に対する債務は、従業員が過年度及び当連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替相場を使用しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については決算日の直物為替相場、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、期中平均為替相場を用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の累積為替換算差額は、在外営業活動体の支配の喪失を伴う場合には処分した期間に純損益として認識され、支配の喪失を伴わない処分の場合には純損益として認識されません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、変動金利借入金の金利変動のリスクを低減するために金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段及びヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けた全ての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する適格要件を満たすヘッジは、当社ではキャッシュ・フロー・ヘッジが該当し、以下のように会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合などヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、その他の包括利益として認識されていた累積金額は、将来キャッシュ・フローが発生するか、当該金額が損失で回収の見込まれない金額を純損益に振り替えるまで、引き続き資本に計上しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合にはその他の包括利益として認識されていた累積金額を純損益に振り替えております。

(7) 収益の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、和洋中をはじめとした各種テーブルレストランを中核事業にしており、テーブルサービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

主に商業施設内及び駅構内等でのケーキ・惣菜販売につきましては、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

新会計基準の適用

当社グループは当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂内容及び経過措置の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	・IBOR改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正（フェーズ2）
IFRS第9号	金融商品	・IBOR改革に対応してヘッジ会計に関する要求事項の一部を修正（フェーズ2）

上記基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を早期適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂内容及び経過措置の概要
IFRS第16号	リース	・COVID-19に関連した賃料減免の実務上の便法を、2022年6月末までの特定の賃料減免に適用可能とするよう、期間を1年延長

上記基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

「会社計算規則の一部を改正する省令」に伴う変更

「会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第45号 2020年8月12日）の施行に伴い、当連結会計年度より連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

会計上の見積りに関する注記

将来キャッシュ・フロー及び課税所得の見積りについて

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	当連結会計年度 (2021年12月31日) 連結財政状態計算書計上額
有形固定資産	199,468
のれん	146,001
繰延税金資産	16,314

なお、有形固定資産について当連結会計年度に計上した減損損失は、6,193百万円であります。のれんに

ついては、当連結会計年度に減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産、のれん及び繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり、経営者が承認した事業計画等を基礎にした将来キャッシュ・フロー及び課税所得の見積りを基礎にしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は当社グループの業績に影響を及ぼしておりますが、今後も一時的な感染拡大による影響は受けるものの、概ね2023年頃には新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の売上水準に戻ると仮定しております。

当該見積りは、外食市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、回復に要する期間及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において回収可能性の評価に重要な影響を与え、損失が生じる可能性があります。

追加情報

継続企業の前提について

当社グループは、前連結会計年度末日において借入金の財務制限条項に抵触した状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していましたが、当連結会計年度において以下の対応を実施したことから第1四半期連結会計期間末以降は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在していないと考えております。

(1) 事業について

当連結会計年度においては、引き続きコロナ禍におけるお客様と従業員の感染防止対策を徹底するとともに、既存店舗の経営資源を最大限活用し、デリバリー・テイクアウトの強化を始めとする売上拡大戦略を進めております。新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により、売上収益の回復は緩やかなものとなっておりますが、生産性向上の取り組みやコスト削減などの自助努力の徹底に加え、政府による営業時間短縮の要請に応じながら、外食産業支援としての営業時間短縮協力金も活用し、一定の損益の改善を見込める状況となっております。生産性向上の取り組みとしては、デジタルメニューブックの導入、すかいらーくアプリにテイクアウトの「モバイルオーダー・決済機能」を搭載するなどDXの活用を中心に推進しております。コスト削減は、引き続き深夜営業廃止による固定人件費や水道光熱費の低減、プロモーション費用の低減、オーナー様のご協力による店舗賃料の減額や売上歩率への契約変更、本部経費の削減、その他不要不急のコストの執行停止といった販売費及び一般管理費の低減に取り組んでおります。原価低減の打ち手として、食材や商品のモジュール化で1品当たりのボリュームを出すことによる仕入単価の引き下げや自社工場の製造ライン生産性の向上、配送ルート及び頻度の変更などのコスト構造の改革の実行を継続しております。このような事業基盤を強固なものとするため損益分岐点の引き下げにより、前第3四半期連結会計期間以降、連続して直前四半期連結会計期間対比で営業損益も改善しております。

(2) 資金調達について

当社は2021年2月12日に、株式会社みずほ銀行を含む5金融機関からなるシンジケート団との間で2024年2月12日を期限とする極度額70,000百万円の長期コミットメントライン契約を締結しました。(その後2021年12月30日に35,000百万円に変更) また、当社は2021年6月7日に公募による新株式発行を、2021年6月28日に第三者割当による新株式発行を行い、合わせて43,000百万円の資金を調達しております。これらの対応により新型コロナウイルス感染症の事業への影響が長期化した場合においても必要な投資を継続しつつ円滑な事業運営が可能になるものと考えております。

(3) 財務制限条項について

当社は既存借入金に関して借入先金融機関と新型コロナウイルス感染症の事業への影響を踏まえた事業計画に基づき協議を行い当該借入金の財務制限条項の見直しについて合意し2021年2月12日付で変更契約を締結いたしました。本見直し並びに上記資本増強により財務制限条項の各条項に対する抵触のリスクは相当程度低下したものと考えております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務等

資産の売却に該当しないセール・アンド・リースバック取引については引き続き有形固定資産を認識しております。そのため、所有権を保有していない資産は次のとおりであります。

有形固定資産（建物）	838百万円
有形固定資産（工具、器具及び備品）	1,982百万円
計	2,820百万円

これらの所有権を保有していない資産に対応する負債は、次のとおりであります。

短期借入金	3,258百万円
-------	----------

2. 資産から直接控除した損失評価引当金

その他の金融資産（非流動）	35百万円
---------------	-------

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	201,857百万円
--------	------------

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 貸出コミットメント契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行との間で設備資金を資金使途とした限度貸付契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

限度貸付契約の総額	30,000百万円
借入実行残高	30,000百万円
差引額	－百万円

なお、当該貸付金のコミットメント期間は2020年2月7日に終了しており2020年9月30日より返済が始まっております。当連結会計年度末の借入残高は20,845百万円であります。

5. コミットメントライン契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、農林中央金庫及び三井住友信託銀行株式会社との間で運転資金を資金使途としたコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	35,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	35,000百万円

6. 財務制限条項

株式会社みずほ銀行をエージェントとし2018年2月2日に同行を含む6金融機関からなるシンジケート団と締結し2019年6月24日に借入を実行した金銭消費貸借契約（2021年2月12日ならびに2021年7月16日付変更の内容を含む）に基づく借入金78,342百万円について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2026年6月以降は3.50）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと
- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からなるシンジケート団と2017年2月9日に締結した限度貸付契約（2019年3月13日、2021年2月12日ならびに2021年7月16日付変更の内容を含む）に基づく借入金20,845百万円について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2024年6月以降は3.75）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと
- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

また、株式会社みずほ銀行をエージェントとして2021年2月12日に同行を含む5金融機関からなるシンジケート団と締結したコミットメントライン契約（2021年7月16日ならびに2021年12月30日付変更の内容を含む）について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2023年12月は4.00）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと

- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

7. 使用权資産及びリース負債

当連結会計年度末における使用权資産は有形固定資産に、またリース負債はその他の金融負債に含まれており、それぞれの金額は次のとおりであります。

使用权資産	103,071百万円
リース負債（流動）	25,412百万円
リース負債（非流動）	80,009百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	197,502,200株	30,000,000株	一株	227,502,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通株式	資本剰余金	2,730	12.00	2021年12月31日	2022年3月15日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。なお、当社グループが保有する資本性金融商品は主に非上場株式会社であることから、株式市場リスクに晒されている資本性金融商品の残高は僅少であり、株式市場リスクの影響は軽微であります。

また、当社グループは、デリバティブ取引を変動金利借入金利息の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 信用リスク

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社に対するものであり、発生日の翌月に回収されます。

当社グループは大部分の店舗につき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、敷金及び保証金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めておりますが取引先の信用リスクに晒されております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんど認識しておりません。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

(3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、流動性リスクに備えるため、当社グループは取引金融機関5行との間でコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 為替リスク

当社グループは、外食事業を中心に事業展開しており、外国為替相場の変動による原材料の価格高騰及び調達難に直面する可能性があります。

当社グループの原材料仕入れは、主として日本国内の食品メーカー、商社等を通じて行っているため円建取引となっておりますが、為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っております。

なお、当社グループの在外営業活動体の財務諸表換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えております。

(5) 金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためです。変動金利借入金の金利変動リスクに対してはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し、金利変動リスクを低減しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及び差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
(1) 現金及び現金同等物	38,331	38,331	－
(2) 営業債権及びその他の債権	24,247	24,247	－
(3) その他の金融資産（有価証券）	1,056	1,056	－
(4) その他の金融資産（敷金・保証金）	22,980	22,860	△119
資産計	86,613	86,494	△119
(5) 営業債務及びその他の債務	△28,347	△28,347	－
(6) その他の金融負債（デリバティブ）	△1,044	△1,044	－
(7) 借入金	△122,445	△123,919	△1,474
負債計	△151,835	△153,309	△1,474

上記の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

(1) (2) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) その他の金融資産（有価証券）

上場株式につきましては期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式につきましては比較可能な類似上場会社の株式の市場価格及び他の関連性のある価額等に基づき、適切な評価技法を用いて算定しております。

(4) その他の金融資産（敷金・保証金）

償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他の金融負債（デリバティブ）

金利スワップの公正価値は、観察可能なイールドカーブに基づいた金利及び相手方の信用リスクを反映した利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しているため、当該契約上の金額によっております。

投資不動産に関する注記

投資不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

当社グループは、レストラン事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

①レストラン事業

レストラン事業においては、主にレストラン店舗に来店されるお客様を顧客としております。このような各種テーブルレストランのサービス提供については、テーブルサービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で売上収益を認識しております。

顧客がクーポン等を使用する場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からクーポン等により充当された金額を減額しております。

また、当社グループが顧客に優待券を販売する場合には、将来においてテーブルサービスを提供する履行義務を負うため、前払金額を契約負債として認識しております。当社グループが履行義務を充足した時点で当該契約負債の認識の中止及び売上収益の認識を行うとともに、顧客が非行使部分の金額に対する権利を行使する可能性がなくなった時に、売上収益を認識しております。

②その他

主に商業施設内及び駅構内等でのケーキ・惣菜販売につきましては、店舗に来店されるお客様を顧客としております。商品の販売については、商品の支配が顧客に移転した時、すなわち、店舗にて顧客に商品を引き渡した時点で売上収益を認識しております。

顧客がクーポン等を使用する場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からクーポン等により充当された金額を減額しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 730円37銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 40円77銭 |
| 3. 希薄化後1株当たり当期利益 | 40円77銭 |

希薄化後1株当たり当期利益につきましては、潜在的普通株式が存在しないため、基本的1株当たり当期利益と同額であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	3,634	3,559	55,541	59,100	△1,525	△1,525	61,209
当期変動額							
新株の発行	21,500	21,500	－	21,500	－	－	43,000
当期純損失	－	－	－	－	△6,311	△6,311	△6,311
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	21,500	21,500	－	21,500	△6,311	△6,311	36,689
当期末残高	25,134	25,059	55,541	80,600	△7,836	△7,836	97,898

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	△1,177	△1,177	60,032
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	43,000
当期純損失	－	－	－	△6,311
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	28	449	477	477
当期変動額合計	28	449	477	37,166
当期末残高	28	△728	△700	97,198

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ
 - 時価法
- (3) たな卸資産
 - 商品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～35年
機械及び装置、車両運搬具及び工具、器具及び備品	3～8年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。
 - なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。
 - また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。なお、株式報酬制度に基づく支給見込額も含まれております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 閉店損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店の意思決定を行った店舗について、合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は、変動金利借入金に係る金利変動リスクをヘッジする目的で行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動が相殺されていることを確認することにより、有効性の評価を行っております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

将来キャッシュ・フロー及び課税所得の見積りについて

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	当事業年度 (2021年12月31日) 貸借対照表計上額
有形固定資産	86,395
のれん	73,865
繰延税金資産	6,753

なお、有形固定資産について当事業年度に計上した減損損失は、3,635百万円であります。のれんについては、新型コロナウイルス感染症のまん延による経営環境の悪化により減損の兆候を識別するものの、減損テストの結果減損は不要と判断しており当事業年度に減損損失を計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

有形固定資産、のれん及び繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり、経営者が承認した事業計画等を基礎にした将来キャッシュ・フロー及び課税所得の見積りを基礎にしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は当社グループの業績に影響を及ぼしておりますが、今後も一時的な感染拡大による影響は受けるものの、概ね2023年頃には新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の売上水準に戻ると仮定しております。

当該見積りは、外食市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、回復に要する期間及び金額が

見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において回収可能性の評価に重要な影響を与え損失が生じる可能性があります。

追加情報

継続企業の前提について

当社は、前事業年度末日において借入金の財務制限条項に抵触した状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していましたが、当事業年度において「連結注記表 追加情報」に記載の対応を実施したことから、当事業年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在していないと考えております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 97,260百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 子会社の高速道路料金後収納に対する保証 | 130百万円 |
| 3. 重畳的債務引受 | |
| 2016年1月1日付の会社分割により株式会社すかいらーくレストランツが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。なお、重畳的債務引受の期末残高は530百万円です。 | |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 18,635百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,928百万円 |
| 長期金銭債権 | 11,528百万円 |

5. 貸出コミットメント契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行との間で設備資金を資金使途とした限度貸付契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

限度貸付契約の総額	30,000百万円
借入実行残高	30,000百万円
差引額	－百万円

なお、当該貸付金のコミットメント期間は2020年2月7日に終了しており2020年9月30日より返済が始まっております。当事業年度末の借入残高は21,000百万円であります。

6. コミットメントライン契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、農林中央金庫及び三井住友信託銀行株式会社との間で運転資金を資金使途としたコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	35,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	35,000百万円

7. 財務制限条項

株式会社みずほ銀行をエージェントとし2018年2月2日に同行を含む6金融機関からなるシンジケート団と締結し2019年6月24日に借入を実行した金銭消費貸借契約（2021年2月12日ならびに2021年7月16日付変更の内容を含む）に基づく借入金79,500百万円について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2026年6月以降は3.50）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと
- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からなるシンジケート団と2017年2月9日に締結した限度貸付契約（2019年3月13日、2021年2月12日ならびに2021年7月16日付変更の内容を含む）に基づく借入金21,000百万円について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2024年6月以降は3.75）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと
- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

また、株式会社みずほ銀行をエージェントとして2021年2月12日に同行を含む5金融機関からなるシンジケート団と締結したコミットメントライン契約（2021年7月16日ならびに2021年12月30日付変更の内容を含む）について下記の財務制限条項が付されております。

下記の所定の水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- ① 各四半期末のネット・レバレッジ・レシオが5.50（段階的に下がり2023年12月は4.00）を超えないこと
ネット・レバレッジ・レシオ＝連結純負債／直前12ヶ月の連結EBITDA
- ② 2連結会計年度連続で連結税引前利益（のれん減損及び2021年2月12日付長期コミットメントライン契約の組成費用である一過性費用の足し戻しは可能）をマイナスにしないこと
- ③ 各中間期末及び各決算期末における連結純資産を下記の金額以上に維持すること
2021年6月期から2023年6月期まで 700億円
2023年12月期以降 1,000億円

損益計算書に関する注記

売上高には、主に役務の提供等、ライセンス契約・商標等の使用許諾が含まれております。

なお、役務の提供等とは、当社のビジネスプラットフォームを通じて提供するレストラン運営に関する業務を言います。

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	155,663百万円
仕入高	2,025百万円
販売費及び一般管理費	363百万円
営業取引以外の取引高	138百万円

2. 減損損失

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	地域	件数	減損損失 (百万円)
店舗等	建物等	関東 甲信越	148	2,659
	同上	東北 北陸	7	151
	同上	東海 近畿	29	571
	同上	中国 四国	8	125
	同上	九州 沖縄	7	135
電話加入権	電話加入権	本社（東京都）	-	17
合計			199	3,657

店舗の営業損益が継続してマイナス、又は、資産の市場価格が帳簿価額より著しく下落している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,657百万円）として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は以下のとおりであります。

建物	2,697百万円
構築物	249百万円
機械及び装置	298百万円
工具、器具及び備品	126百万円
リース資産	265百万円
その他	22百万円
合計	3,657百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見積額を6.67%で割り引いて算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	150百万円
賞与引当金	21百万円
未払費用	153百万円
繰延ヘッジ損益	316百万円
資産除去債務	3,825百万円
減損損失	3,592百万円
合併による土地時価評価差額	1,777百万円
関係会社株式評価損	449百万円
リース会計基準の適用に伴う影響額	11百万円
貸倒引当金	1,732百万円
その他	224百万円
繰延税金資産小計	12,251百万円
評価性引当額	△4,394百万円
繰延税金資産計	7,857百万円

繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務見合）	560百万円
合併による土地時価評価差額	506百万円
その他	38百万円
繰延税金負債計	1,104百万円
繰延税金資産の純額	6,753百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため記載を省略しております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗及び事業用資産の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から35年、割引率は0.003%から1.99%を採用しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,734百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	372百万円
時の経過による調整額	133百万円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△585百万円</u>
当事業年度末残高	<u>12,654百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 すかいらーく レストランツ	所有 直接 100%	兼任 2名	役務の提供等	役務の提供等 (注1,3)	142,122	未収入金 (注3)	16,331
				債権の回収	売上金の 回収代行 (注2,3)	—		
				資金の返済	資金の返済 (注4)	—	—	—
					利息の支払 (注4)	34	—	—
				債務被保証	当社の銀行借入 及び金利スワップ に対する 債務被保証 (注5)	101,544	—	—
	ニラックス 株式会社	所有 直接 100%	兼任 1名	資金の回収	資金の回収 (注8)	950	長期貸付金	7,050
					利息の受取 (注6)	66	その他 (流動資産)	6
	株式会社 トマトアンド アソシエイツ	所有 直接 100%	兼任 2名	資金の貸付	資金の貸付 (注9)	750	長期貸付金	3,496
					利息の受取 (注6)	30	その他 (流動資産)	3

(注1) 役務の提供等については、役務提供に係る費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

(注2) 当社が当社の子会社である株式会社すかいらーくレストランツの売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

(注3) 同社との契約に基づき、当事業年度末時点で同社に対する債権と債務を相殺しているため、相殺後の残高を記載しております。当該相殺の内訳には、連結納税制度により発生した未収入金1,487百万円も含まれております。

(注4) 資金の返済については、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。なお、借入金利については市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(注5) 当社の銀行借入及び金利スワップに対して債務保証を受けております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。

(注6) 貸付金利については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注7) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注8) 当事業年度において、ニラックス株式会社に対する長期貸付金に対して181百万円の貸倒引当金繰入額及び3,954百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注9) 当事業年度において、株式会社トマトアンドアソシエイツに対する長期貸付金に対して199百万円の貸倒引当金繰入額及び1,769百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 427.24円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 29.43円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。